

令和7年度制度改正等のポイント（「高等教育の修学支援新制度」全体に係るもの）

※ 令和7年1月24日時点の決定事項を記載。今年度末まで、随時追加。

【支援区分名称変更】（今回変更分を朱書表示）

条件等（年収目安）	区分(1子・2子世帯)	支援額		区分（多子世帯）	支援額	
		給付型奨学金	授業料等減免		給付型奨学金	授業料等減免
非課税世帯(～270万円)	第Ⅰ区分	(上限額) 90万円／年	(上限額) 70万円／年	第Ⅰ区分(多子世帯)	(上限額) 90万円／年	(上限額) 70万円／年
準非課税世帯(270万円～300万円)	第Ⅱ区分	(2／3) 60万円／年	(2／3) 47万円／年	第Ⅱ区分(多子世帯)	(2／3) 60万円／年	(上限額) 70万円／年
準非課税世帯(300万円～380万円)	第Ⅲ区分	(1／3) 30万円／年	(1／3) 23万円／年	第Ⅲ区分(多子世帯)	(1／3) 30万円／年	(上限額) 70万円／年
中間層(380万円～600万円) かつ理工農学部等	第Ⅳ区分(理工農)	—	(1／3or1／4) 23万円／年	—	—	—
中間層(380万円～600万円) かつ多子世帯	—	—	—	第Ⅳ区分(多子世帯)	(1／4) 22万円／年	(上限額) 70万円／年
中間層以上（600万円～） かつ多子世帯	—	—	—	多子世帯	—	(上限額) 70万円／年

※金額は私立大学・自宅外の場合で例示。
※「第Ⅳ区分（理工農）」と「第Ⅳ区分（多子世帯）」の両方に該当する場合は、原則として「第Ⅳ区分（多子世帯）」として取り扱う。
※「第Ⅳ区分（対象外）」の区分は廃止。
※「支援額」欄のうち、水色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満、黄色の欄は3億円未満。（次項参照）

【資産要件に係る上限額】

令和6年度まで

令和7年度以降

生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
生計維持者が1人の場合 1,250万円未満



（生計維持者の数に関わらず）5,000万円未満
※ 多子世帯の授業料等減免は3億円未満

※資産に該当するものの範囲（現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等）は変更なし。